

第2回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果

主な質疑・意見等	答弁、処理方針、検討事項
1 大綱の名称及び具体的施策の体系の変更について	
質疑なし	
2 米子市行財政改革大綱(案)について	
【第1 策定の趣旨】	
<p>【意見】 市民に何をしてほしいか。どのように参画してほしいかをもっと出すべきだ。</p>	<p>調整結果 最後の部分に追加 「また、市民の側にも、自治の主体として行動、提言し、自主的にまちづくりをささえながら、市政に積極的に参画していくことが望まれます。」</p>
<p>【意見】 書き方として、セミタイトルをつけたほうが市民にわかりやすい。 例えば1 厳しい財政状況 2 あらたなシステム 3 協働の推進 4 市民へのお願い</p>	<p>調整結果 1 財政環境の基本的変化 2 新たな時代の行財政システム 3 改革に向けて</p>
<p>【意見】 箇条書きも入れるなど、似たようなものはまとめたほうがよい。</p>	<p>調整結果 他の部分とのバランスもあり、箇条書きはしない。</p>
<p>【要望】 市民の側に知恵と力をつけるようなことを付け加えてほしい。 淀江中学の松の植栽の件を考えても住民には、不安やエネルギーがあり、自分たちでやっていこうという機運が盛り上がり、市の不要な支出も削減できる。 市民の機運を盛り上げ、知恵を出し、行動をおこさせる施策があってもいい。</p>	<p>【答弁内容】 淀江中学校の松の件は、結果として市民の力を引き出したという点で着目すべき出来事であったと思う。当たり前と思われることでも、コストがかかっている。 調整結果 公益的な市民活動の支援は課題のひとつと考えているが、大綱の趣旨としては、全体のバランス上、個々の課題にはふみこまない表現にしている。</p>
<p>【要望】 総合計画と行政改革との関係をきちんとつけてほしい。総合計画の中に整合性を付けてほしい。</p>	<p>【答弁内容】 従来の総合計画は総花的で、財政計画との整合性については、疑問のある部分もあった。 実現可能な計画とするよう、意思統一を図っていききたい。 調整結果 総合計画の中に、財政計画を示していくが、総合計画を実のあるものにするためにも、改革を進めていきたい。</p>
<p>【要望】 境港市の新聞記事からも感じたが、行政改革と同時に、将来どういう展望が開けるかを考えながら、プログラムを作らなくてはならない。行政改革のプランのうえにまちづくり計画があるのだから、その整合性については、行政改革推進室がリードして</p>	<p>【答弁内容】 新市まちづくり計画や次世代総合計画等各分野の施策展開を図っていくためにも、行政改革が土台になる。あくまで、そのツールとして、いかに合理化・効率化し改善効果をあげるかということで、この計画を策定していくわけで、独立したものではない。全ての多様な行政分野</p>

連携をとりたい。	の行政遂行に結びついていると考えている。
【第2 改革の目標】	
【質問】 改革の目標の市民参画に情報公開がぬけているが、それでよいか。	【答弁内容】 情報公開、情報提供については、透明性という言葉で表現している。
【要望】 目標の3番目に、「行動力・提言力のある市民を育てる」という観点をいれてほしい。	調整結果 市民活動の支援等は、課題認識として捉えており、主要課題のところで、公益的な市民活動の支援や市民との協働の体制の必要性について記載している。 改革の目標としては、それらの課題の解決によってもたらされる協働のまちづくりを掲げたところである。
【意見】 公共サービス、公共的サービス、行政サービスの用語を統一してはどうか。	調整結果 サービスの実施主体として行政が行うものを行政サービスとし、それ以外の主体が実施する公益的サービスを含めて公共サービスと捉えています。そして行政サービスは縮小しても公共サービスは維持、充実の方向を期待している。 なお、公共サービスと公共的サービスについては、公共サービスに用語を統一する。 また、あわせて、第4 具体的施策において、大規模投資事業と大規模プロジェクト事業の用語を大規模投資的事業に統一する。
【第3 主要課題】 第4 具体的施策の議論によって、必要に応じて検討する。	
【第4 具体的施策の1から7まで】	
【意見】 行政評価制度を最終的に政策評価にしたいということだが、事務事業の情報を外部に出すべきではないか。	【答弁内容】 事務事業評価は、時代の変化を反映せず漫然とやっていないか等さまざまな角度から客観的に行っている。内部で評価したうえで、ホームページで公開し市民にフィードバックしていきたい。 また、今後、政策評価や追跡調査の意味で指定管理者の監査もやっていきたい。 外部監査についても検討しているが、具体的につめていく必要がある。 調整結果 監査業務に関する内部チェック体制の充実をとりあげていたが、監査委員の独立性に配慮し、行政監査以下の項目を削除する。 また、質的なチェック体制の充実という観点から公共事業評価制度の充実を追加する。 (変更内容) 変更前「・・・行政監査や指定管理者の監査に十分に対応することができるよう内部チェック体制の充実を図ります。」

	変更後「・・・大規模な公共事業に対する外部評価制度の再構築を図ります。」
<p>【意見】 行政評価制度と監査機能は、以下全ての項目の上位項目ではないか。 その意味からすると、外部監査など積極的に第三者の監査をいれることを明示したほうが、市民から見ても信頼感のあるものになるのではないか。</p>	<p>【答弁内容】 行財政改革大綱の進行管理や成果は、随時オープンにし、市民からの意見もいただくことになっている。なお、外部監査制度については検討したい。 調整結果 外部監査について、前問の調整結果に同じ</p>
<p>【意見】 事務事業評価は、ブランドゥシーによる本人のチェックと上司のチェックが必要と捉えている。</p>	<p>【答弁内容】 事務事業評価は目標と成果を踏まえて取組んでいきたい。</p>
<p>【質問】 民間移管、定員適正化等について推進計画を策定し、それらに基づいて進めていくというところがあるが、今後の検討の仕方あるいは計画の策定についてはどういう形でやるのか。</p>	<p>【答弁内容】 民間移管、民間委託、それから定員適正化計画については、それぞれ内容が関連しているが、市の内部で検討して策定していく。</p>
<p>【意見】 当面の間、余剰人員は生じると思うが、その人員については、この際、積極的に市民の行動力、活動力、提言力をつけるような方向で、人をいかしてしていけないか。 住民票の発行等の市場化テストが、実施されれば、なおさら、余剰人員が生じるので、その辺のところをお願いします。</p>	<p>【答弁内容】 市町村合併により、スケールメリットが働いているので、余剰人員はあると思っている。また、民間移管民間委託と定員適正化の時間的なずれによっても、余剰人員が生じる。 人的な活用の一つとして市民の活動の力を上げていくような手立てを展開していく施策は、非常に必要だと思う。また、市場化テストの対象に住民票、印鑑証明等も加わるので、いっそう、そういう視点が重要になってくると思う。 調整結果 定員適正化や民間移管・民間委託との関連で、抜本的な組織機構改革を進めるが、市全体の行政需要等を勘案しながら考えていきたい。</p>
<p>【質問】 事務事業の縮小廃止については、国県の委託事業や税源移譲はあるにしてもどのようにするのか。できないものもあるのではないか。</p>	<p>【答弁内容】 事務事業の廃止は簡単にはできない。これまでの一律削減ではなく、根本的な見直しということになるが、利害得失がかかわるため容易ではなく、第三者機関や一般の市民の目で決めていただくというのもひとつの方法だ。 しかし、これはコストがかかっている事務事業のことであり、税金もにらみながらやる必要があるので、我々でやっていきたいと今は考えている。</p>

<p>【意見】 事務事業の縮小廃止について、国県の仕事のウエイトが5割以上ある中で、交付金補助金が落ちて、仕事が減れるが、どのように事業を廃止していくか。また、それに伴う人員削減や余剰人員に何をさせるかが問われる。</p>	<p>【答弁内容】 以前の機関委任事務が、今は法定受託事務に変わっており、相当のウエイトがある。また、10分の10の国の委託金も今は交付金になり、交付金も減ってきている。 しかし、これを市の全面的な裁量で、縮小したり廃止したりすることはできない。 定員適正化計画で定員削減を実行しようとしているのは、民間移管なり民間委託等との連動で計画するものであり、事務のやり方を変えていく中で、職員の退職不補充、退職勧奨制度等を駆使して人員を減らせると考えている。</p>
<p>【要望・質問】 外郭団体の内容について資料提出していただきたいが、理事10名というのはいくつかわからない。</p>	<p>【答弁内容】 資料提出します。外郭団体の定義は明確にはないが、市が設立要請して基本財産の2分の1以上を出資している団体としては、合併後で12団体ある。この中には、理事10人という団体もある。 今、問題になっているのは、外郭団体の理事長を市長や市議会議長が兼職しているということで、法令には、抵触しないが、不適切ではないかという点があり、早急に外部の適任者を探して交代という考えであり、あわせてご指摘の理事の人数につきましても、問題にしていきたい。</p> <p>調整結果 別添の資料を提出します。</p>
<p>【意見・質問】 米子市土地開発公社等、土地に関する外郭団体は一本化してはどうか。その際、人員整理ができるかどうか、公共団体職員と同じ扱いで難しいのか。</p>	<p>【答弁内容】 外郭団体の統廃合については、米子ゴルフ場を経営していた米子市福祉事業団の撤退により、福祉事業団の存在意義がなくなる。 また、指定管理者制度の適用に伴って、外郭団体の一部も指定から完璧に外れ解散必至な状態。これも行財政改革大綱の実施計画の中で、表していきたい。</p> <p>調整結果 米子市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づいて設立した昭和49年に設立され、市の公有地の拡大の計画的推進を図ることを目的にしています。 一方、財団法人米子市開発公社は、昭和38年に設立された民法法人で、市の土地その他の施設の取得、造成、斡旋等を行うことを目的としていますが、現在は、駐車場の管理なども幅広く行っており、業務の範囲が広がっています。 既に、事務局職員は、両公社を兼務していることと、根拠法令による取扱い業務の制限や債務が大きいことから、この2団体の統合という点については、解散や統合はせず、当面、現行</p>

	の体制を続けたい。
<p>【意見】 外郭団体については、透明性をはっきりし、市民の目に見えるようにしてほしい。</p>	<p>【答弁内容】 外郭団体の実態というのが市民に知らされていない現実があるので、外観団体との連結決算を行っていく中で、決算だけでなく具体的な現状も明らかにする努力をしていきたい。また、外郭団体にも要請していきたい。</p> <p>調整結果 外郭団体の透明性については、外郭団体で独自にホームページを作って事業内容、組織、財務を明らかにしている自治体もあるが、方法については今後検討していきたい。</p>
<p>【資料請求】 不動産をもっている外郭団体があれば、簿価と直近の価格との差額を資料の中で示していただきたい。 あわせて、債務保証と損失補償についても、外郭団体ごとに資料で出してほしい。</p>	<p>【答弁内容】 基本的には損失補償をする場合には全て議会で議決を要する。債務保証については、地方公共団体は基本的に民間法人等の債務保証はできないが、例外的に特別法人の土地開発公社については債務保証がないと銀行融資ができないという実態があり、それも含めて次回の外郭団体の資料に明記したい。</p> <p>ただ、地価の下落にともなう、いわゆる塩漬け土地をもっている土地開発公社については、将来計画のある土地も含めて100億ちょっと位の簿価だが、これは一覧表を資料提供する。ただし件数が相当あり、全ての時価・実勢価格を調べていないので、土地開発公社に照会はするが、ひょっとしたら、要望に応えられないかもしれない。</p> <p>調整結果 別紙資料を提出します。 なお、実勢価格については、算出しておらず、掲載していません。</p>
<p>【質問】 自治会には、公園・遊園地等があるが、指定管理者の管理の範囲はどこまでか。</p>	<p>【答弁内容】 先日、指定管理者制度の選定結果を公表した。そのひとつが屋外体育施設も含む公園の管理で、外郭団体の公園協会から民間法人に管理が移ることとなった。指定管理者の管理する公園は、市が直接管理責任を負っている都市公園であり、自治会にある個別の地区の公園や児童遊園地は対象ではない。</p>
【第4 具体的施策の8から15まで】	
<p>【意見】 長期の借入れ資金についても入札制度が導入できないか</p>	<p>【答弁内容】 一時借入金については、入札実施しているが、長期資金についても県がやっているの、米子市もやりたいと思っている。</p> <p>調整結果 大綱本文に追加し、実施計画にも追加していきたい。</p>
<p>【質問】 ミニ市場公募債の内容を教えてください。</p>	<p>【答弁内容】 国債の場合は、何に使われているかはみえな</p>

	<p>いが、ミニ市場公募債は、例えば学校や保育園の建設など特定の目的のために、発行するもので、居住地の地域住民に限定して公募する。この近辺では南部町、旧西伯町で過去に発行している。</p> <p>その意義は、住民に、行政にできるだけ参加していただくということ。</p> <p>通常、償還期間は、3年から5年と短期で、発行単位も万単位と買いやすく、利回りも国債よりも少し高め、市民にとっては、資産運用的にも不利ではないと思っている。</p> <p>要するに、市政への関心を高めていただく、参加していただくというひとつの媒体ではないかと考えている。</p> <p>なお、財政的には、利子が高めなので、市役所には若干不利ということになる。</p>
<p>【意見】 松江市の運動公園は駐車料金200円だが、米子市はない。娯楽等で利用するものについては有料のものがあってもいい。市は、条例で設定するだけで収入が入るのだから、有料無料について考え直すべきだ。職員の駐車も含めて、施設維持費捻出のため、有料化できるものは有料化しましょう。</p>	<p>【答弁内容】 有料か無料かは、そのコストを税でまかなうべき施設か、それとも特定の便益のためということで、税以外の使用料・手数料で賄うべき施設かどうかということがあり、そのあたりを十分に検討していきたい。</p> <p>職員の駐車場については、出先職場で、公共用地を駐車場として使っているものについては、来年から料金をとることとしている。</p> <p>調整結果 あわせて、市営住宅の駐車場も有料化します。なお、公園、図書館、文化ホールなど各種公共施設の駐車場の有料化については、基本的な考え方を整理したうえで検討します。</p>
<p>【質問】 借地料に関して、地価の下落により、近傍類似から算出したものを、仮に100として、現在の借地料がどれぐらいの指数を示すのか教えてほしい。 また、減額請求して審判で決めてもらうことはできないか。</p>	<p>【答弁内容】 減額交渉を本腰でスタートしたのは平成13年で、3%減で合意し、条件として、当分据置きとなっていた。そして、17年4月から再度交渉し、5%減で基本的に合意した。また、その間に個別の案件で、基本的には買いたいといいながら、それで合意にいたらないため、そこで返還をたてに交渉して、中には借地料を3分の1まで落としたものもある。</p> <p>また、2年前には、いわゆる借主の減額請求権を、法的に行使する余地はないかということで、弁護士事務所と協議した。その際、参考までに近傍類似のデータを概算で出せないかということをおいわれ、今、ある程度の概算のデータはもっており、場合によっては、そうした法的手段もありうると思っている。</p> <p>調整結果 比較対照や評価時点の違いがあり、具体的指数を示すことは、できません。</p>
<p>【意見】</p>	<p>【答弁内容】</p>

<p>借地料の減額交渉についてですが、新たな保有税をかける等されてはどうか。</p>	<p>保有税等の制裁的手段がとればいいが、税法上、無理だと思っている。そういう意味では、先ほどの法的手段のほうが有効だと思っている。</p>
<p>【意見】 負担金補助金の整理は難しいと思う。期間を設ける必要がある。</p>	<p>調整結果 補助制度の終期の設定については、既に大綱の中で記載しています。</p>
<p>【意見】 市税・保険料の滞納整理に、職制が夜間対応していることは評価するが、代表的なものを公にしてはどうか。いまからでも遅くないので、市民の協力体制を作る必要がある。</p>	<p>調整結果 滞納者の指名公表について、条例制定している自治体もありますが、個人情報保護の観点からは、慎重な対応が必要だと考えております。</p>
<p>【意見】 滞納対策として、特別職も含めてチーム編成してはどうか。そのほうが職員の士気や市民の納税意識の向上につながる。</p>	<p>【答弁内容】 鳥取市・松江市より大きな滞納額で、管理職全員で夜間徴収も含めてやっている。職員の意識改革という面もあり、今後も定期的に行っていく。</p>
<p>【意見】 税の徴収については、コンビニ徴集など、市民の払いやすさを優先して考えてはどうか。</p>	<p>【答弁内容】 コンビニ収納は、収納率のアップというより、利便性の向上につながるものです。銀行が3時でおわりですが、24時間営業ということになれば、利便性はよくなる。ただ、費用対効果という点もあり、県が自動車税で前向きに考えているようなので、県のやり方をみながら、と思っている。</p>
<p>【意見】 自主財源の確保については、雇用も税も増える企業誘致が一番。 生活充実都市を早めにつくり、生活しやすい米子に是非きたいというところを、大綱の中にだしていただきたい。</p>	<p>【答弁内容】 自主財源の最たるものは企業誘致であるという提言は承知しました。 調整結果 個別の政策課題であり、行財政改革大綱には盛り込まない。</p>
<p>【意見】 企業誘致だけでなく起業についても盛り込んでほしい。</p>	<p>調整結果 個別の政策課題であり、行財政改革大綱には盛り込まない。</p>
<p>【意見】 受益者負担の見直しについて、原価との関係での見直しはいいが、3年程度で定期的に見直すようにしてはどうか。</p>	<p>【答弁内容】 以前は、下水道使用料等を3年ごとに見直し、平成8年には、34の条例を全面改正して幅広く見直しをした。しかし、その後、平成12年に地震が発生して据え置いている。原価との関係では、値下げもありうることとなるが、旧市・旧町の合併協定もあるので、それを尊重しながらやっていきたい。</p>

<p>【質問】 連結決算バランスシートについて、自治体の会計は現金主義なのに、バランスシートをわざわざ作るのは、検査のために作るのか、それとも仕事としてそういう流れがいいということか。</p>	<p>【答弁内容】 役所会計は現金主義でありバランスシートを作成しなければならないものではない。 ただ、表面的な財政状況だけでなく、外郭団体の債務保証等、最終的に自治体の負債になるものもあることを明らかにしていきたい。現在、都道府県と政令指定都市に限っては、作らなければならないことになっており、米子市は必ずしも作る必要はないが、国が求めているから作るということではない。</p>
<p>【第4具体的施策の16】</p>	
<p>【意見】 県外から誘致して工場をたてようとする、税務課や建築確認、また土地の件では都市計画課など、ほかにもあるかもしれないが、これでは嫌気がさす。そこで、企業誘致のための横断的な窓口とか仕事をてがけていく必要がある。余剰人員で、優秀な人材をそういうところに振り向けていただきたい。</p>	<p>【答弁内容】 ワンストップサービスについては、1階のフロアマネージャーについて、その成果等を検証してみたい。 調整結果 企業誘致の体制としては、経済部商工課に担当を置いているが、本格的な誘致の動きが生じたときには、関係課で協力体制をとっている。</p>
<p>【意見】 自治体の資金は現金で、不足する部分は金融機関から借り入れている。そこで借入の場合には金利がつき、そこに時間の概念が生まれ、有効に資金を使おうといういわゆる投資の概念や減価償却の考えが出てくる。 そこで、職員に金利の概念を植え付ける必要があると思う。</p>	<p>【答弁内容】 職員に欠けているのは、金利の概念。成果だけでなくそこには、時間とコストがあるということを徹底していくという提言については承知しました。 調整結果 大綱本文中に職員のコスト意識に言及した部分がないため、組織の活性化と職員の能力開発の項目に、一言、追加していきたい。</p>
<p>【意見】 職員組合との関係では、対決と交渉ではなく、これからの米子市はどうあるべきかを話しあう、新しい協議の場をもち、それを市民に情報公開してはどうか。 執行部だけでなく、市役所全体で、取り組むことで、いい提案もでてくる。そういう部分を、ここにとりあげてはどうか。</p>	<p>【答弁内容】 組合との関係だが、交渉ではなくて協議の場ということで、透明性を、オープンにしていくということですが、実は、私どももそういうふうに考えている。 行財政の健全化に向けて我々以上に考えている部分もあり、その辺を、もう少し明らかにしていきたい。 調整結果 実施計画の取り組み項目としている。</p>
<p>【第4具体的施策の17・18】</p>	
<p>【意見】 国の新地方行革指針では、協働の推進に関して、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備に具体的にふみこんでいるが、米子市の大綱案では、まちづくりの支援となっている。一方はミクロで、他方はマクロという感じだが、整合性はどうか。</p>	<p>【答弁内容】 必ずしも国の指針に拘束されるものではなく、あくまで参考にしたい。地域協働を実行するための職員の意識改革と勤務体制については、十分に練ってはいない。問題提起をされたので、次回までに検討したい。 調整結果 市民参画に対する職員の意識改革については、米子市民参画推進指針の中でも研修などの実施を掲げているところであるが、大綱本文</p>

	<p>中で、その点に触れていないので、組織の活性化と職員の能力開発の項目に、一言追加したい。</p> <p>なお、勤務体制については、各課の勤務の特殊性を考慮したフレックスタイム制度について従来から取組んでおり、大綱本文中にあらためて記載しない。</p>
<p>【意見】</p> <p>市民の提言力、行動力あるいは自主自立的な活動の支援というような表現を18番の(4)あたりにいれてほしい</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>次回までに検討する。</p> <p>調整結果</p> <p>市民活動の支援については、本文中でふれており、新たに項目を追加しないが、公募型補助金以外の支援のあり方についても、今後、検討していきたい。</p>
<p>その他【議事の進め方】</p>	
<p>【質問】</p> <p>行政改革と総合計画・まちづくり計画は別ということだが、意見は分けられない。発言してもよいか</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>発言していただいて、内容が総合計画に係るものであれば、担当課に連絡する。</p>
<p>【提案】</p> <p>月2回程度集まってはどうか(森田)</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>資料作成、日程、場所の調整等があり、困難です。</p>
<p>【意見】</p> <p>大綱案としては、ほぼいいので、あとは具体的な実施計画ができてから、それを議論するということがいいのではないか。</p> <p>あとの項目は、事前に読んできているので、説明は省略してもいいのではないか。</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>具体的な中味は何か重要だが、実施計画が非常に大きな内容になる。実施計画については、いろんな議論がでてくると思うので、十分な時間をとりたい。</p> <p>基本的なことについては、大綱にでているが、今後、具体的にどうするかという点を特に意見をいただきたいと考えている。</p>
<p>【意見】</p> <p>実施計画が出てからでは、もう遅いということはないか</p>	
<p>【意見】</p> <p>実施計画が出てからでは遅いというような会合であってはいけないと思う。</p>	
<p>【意見】</p> <p>実施計画の内容によっては、この大綱が変更になることもありえるか</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>実施計画の審議によっては、関連することもありえるので、その可能性は否定できない。</p>
<p>3 その他</p> <p>ワーキンググループによる意見のとりまとめについて</p>	
<p>ワーキンググループでの検討は、行わない。</p> <p>関連してメーリングリストの提案や資料を早く出すようにといった要請があった。</p>	<p>調整結果</p> <p>メーリングリストについては、委員全員がメールアドレスを持っているわけではないため、対応は困難です。</p>

委員会以外での委員からの提案、質問についての考え方

提案、質問	考え方
市議会議員の定数削減について、追加すべきではないか。	調整結果 国は、新地方行革指針の中で、議会の監視機能の強化を掲げているが、三権分立の立場からいえば、議会に関する課題は、行政とは異なる分野の課題ですので、行財政改革大綱の取組み項目とはしません。
用語解説の中のNPOの説明等が簡単すぎないか。	調整結果 NPOの説明内容については、他と比較して簡単すぎるため、一部行政改革との関わりについて触れることとしたい。

市民からの提案、質問とそれについての事務局の考え方

(11月25日ホームページに掲載 募集期限12月16日まで)

提案、質問	事務局の考え方
意見募集の方法について、インターネット以外についても検討すべきではないか。	パブリックコメントの制度化についても行政改革の項目となっており、市全体の問題として、今後、意見募集の方法を検討していきたい。
市民からの意見募集について、期間を延長してほしい。	実施計画に対する意見募集とあわせて修正後の大綱について、あらためて意見募集する方向で検討していきたい。
実施計画には、工程表を明示するとともに、工程の監視、監査、検証の方法や公開について明確にする。 また、工程表と連動した数値目標を掲げる。	実施計画で、工程表を明示し、進捗については、行政改革推進委員会に報告し、意見を求めるほか、ホームページ等で公表する。 数値目標化できるものはしていきたい。
行政改革推進本部、行政改革推進委員会の委員の氏名、選出基準、委員ひとり一人の行政改革に対する信念、信条。	行政改革推進本部、行政改革推進委員会の委員名は、第1回行政改革推進委員会の資料として、ホームページに公表している。 選出基準の公表は、市全体の各種委員会・審議会の透明性という観点から検討の必要性はある。 委員の信念、信条について公表については、委員会の判断に委ねたい。

市議会行財政問題調査特別委員会(12月19日)における米子市行財政改革大綱案に対する主な意見

勸奨退職制度の検討の必要性

大規模投資的事業の凍結等の実効性

事業評価や補助金の見直しについて市民の意見の反映

借地料問題解決への取組み、借地料の削減目標

市民参画による改革(岸和田市を例に)

自主財源の確保のための都市計画や土地利用のありかたの検討